

# テールゲートリフター特別教育

令和6年2月1日から  
テールゲートリフターの操作の業務を行う場合、  
特別教育の受講が必要となります！

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落等による労働災害が多発していることから、労働災害の防止を図るために安全衛生規則の一部が改正されます。  
(施行日：R5.10.1)  
この改正に伴い、R6.2.1からはテールゲートリフターを使用した業務を行う場合、特別教育を受講した者でなければ従事することが出来ません。



| 日数 | 学科  | 実技  | 料金              |
|----|-----|-----|-----------------|
| 1日 | 4時間 | 2時間 | ¥15,000<br>(税込) |

ご準備いただくもの  
運転免許証・筆記用具・作業に適した服装・  
ヘルメット・手袋・安全靴

お申込み・お問い合わせは

次回講習予定…**2024. 1. 18 (木)**  
**9:30~17:30**

**島原自動車学校**  
0120-625-408